

にしはりまクリーンセンターの飛灰運搬業務仕様書

1 業務の目的

本業務は、にしはりまクリーンセンターから発生する「飛灰」を、にしはりま環境事務組合が指定する施設まで適正に運搬することを目的とする。

2 業務名

にしはりまクリーンセンター飛灰運搬業務

3 業務場所

兵庫県佐用郡佐用町三ツ尾483番地10 にしはりまクリーンセンター

4 履行期間

令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

5 運搬予定量

年間予定量500t。ただし、飛灰の発生状況により変動はあるものとする。

6 運搬予定距離

片道 約35km（高速25.9km 一般道9.1km）

7 契約方法

運搬1t当たりの単価契約とする。

8 使用車両

- (1) ジェットパック車（10t車、最大容量20m³、最大積載量10tの車両）
- (2) 車両寸法：全長13m×幅2.5m×車高3.6m以内、タンク投入口2～3ヶ所
- (3) 貨物自動車運送事業に用いられる車両であること。（緑ナンバーの車両であること。）
- (4) 使用する車両は自社所有とする。ただし、特別な事情がある場合は別途協議すること。

9 飛灰の積み込み及び搬出

- (1) 積み込み場所 にしはりまクリーンセンター内
- (2) 積み込み方法 飛灰貯留槽に貯留した飛灰を、受託者の運搬車両に委託者が搬出設備を操作し積み込む。
- (3) 積み込み計量 委託者の指示により計量を行い、計量値を記載した計量伝票を受け取る。
- (4) 搬出日時 委託者が指定する平日の午前9時から午後3時までの間とする。ただし、飛灰の発生状況により変更が生じた場合については別途協議するものとする。

10 飛灰の搬入

- (1) 搬入場所 ひょうご環境創造協会赤穂事業所（赤穂市西浜町1016番地1）
- (2) 運搬経路 にしはりまクリーンセンターから播磨自動車道新宮インター及び山陽自動車道赤

穂インターを経由して、ひょうご環境創造協会赤穂事業所までの組合が指定する経路とする。ただし、復路は、にしはりま環境事務組合と協議する。

- (3) 搬入日時 年末年始を除く平日の搬出した当日の午後4時までとする。
- (4) 搬入方法 ひょうご環境創造協会赤穂事業所の指示する計量、荷降ろしを行うこと。
- (5) 搬入計量 ひょうご環境創造協会赤穂事業所にて計量を行い、計量値を記載した計量伝票を受け取る。

1.1 業務上の注意

- (1) 受託者は、本業務の実施にあたっては、現場条件を十分考慮し、ごみ処理業務に支障のないよう十分協議のうえ履行するものとする。
- (2) 受託者は、運搬にあたっては、飛灰の飛散、流出をしないように必要な措置を講ずるとともに、運搬に伴う悪臭、騒音振動によって通過地の生活環境保全上支障が生じないように努めなければならない。

1.2 事故の報告

受託者は、運搬時における事故等については、速やかに委託者に報告をするとともに、全ての受託者の責任において速やかに解決しなければならない。

1.3 費用の負担

受託者は、本業務の実施にあたって必要な従事者、運搬車両及び必要な資機材にかかる一切の経費を負担しなければならない。

1.4 車両故障等

運搬車両の故障、事故及びその他不測の事態が生じた場合は、速やかに委託者に連絡をすること。また、飛灰の搬出予定に支障が生じることがないように代替車両を用意すること。その際の代替車両にかかる経費は受託者が負担すること。

1.5 車両管理

受託者は、車両の故障等により運搬業務に支障を及ぼさないよう、法定点検、日常点検、又は必要な点検を実施し、車両を安定的に稼働させなくてはならない。

1.6 労務管理

受託者は、本業務の重要性を理解したうえで、業務従事者の労務管理について留意し、安全かつ円滑に業務を履行すること。

1.7 安全管理

受託者は、従業員に対し、技術向上を図り、業務訓練及び安全衛生教育を行い、事故発生の防止に努め、従業員の過失に起因する事故などに対し一切の責任を負わなければならない。

1.8 混載禁止

受託者は、本業務の実施にあたっては、他の業務と区別を明確にし、本業務以外の運搬物を混載してはならない。

19 積替え禁止

積込みされた飛灰は、搬入先まで他の車両に積替えをしてはならない。ただし、積込みされた車両が故障など緊急の事態が発生し搬入先まで運行できない場合については、別途協議し委託者の指示に従うこと。

20 天候等

荒天、風雪等の災害及びその他緊急の理由により、委託者から運搬にかかる特別な指示があった場合は、受託者はこれに従うこと。

21 業務報告

受託者は、毎月の業務完了後、業務実績報告書を提出すること。

22 支払い

- (1) 支払いは月払いとし、その額は契約単価にひょうご環境創造協会赤穂事業所で計量した伝票の、当該月における当該飛灰の運搬量（有効桁小数点2位：0.01t単位）の実績を乗じて得た額（円未満切捨て）とする。
- (2) 受託者は、請求書に月毎の業務実績報告書を添えて、すみやかに委託者に書面にて請求するものとする。
- (3) 委託者は、業務実績報告書を受理した時は業務完了の確認を行うとともに、受理した日から起算して20日以内に受託者へ委託料を支払わなければならない。

23 法の遵守

委託者及び受託者は、業務の遂行にあたって、道路運送法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びその他関係法令を遵守するものとする。

24 その他

- (1) 本業務開始までに、運搬車両写真（正面、背面、両側面、荷台等）、運搬車両車検証(写)、自賠責保険証(写)、運転従事者名簿、緊急連絡先一覧を提出すること。
※最終提出期限：令和3年3月25日（木）午後4時
また、変更が生じた場合は、速やかに届出ること。
- (2) この仕様書に定めるもの以外に業務履行上必要な事項及び疑義を生じた事項については別途協議の上決定する。